

第十九回 参議院通商産業委員会會議録第十八号

昭和二十九年三月九日(金曜日)午後一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 加藤 正人君
松平 勇雄君
海野 三朗君

委員 石原幹市郎君
大谷 實雄君
西川弥平治君
酒井 利雄君
高橋 衛君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
三輪 貞治君
武藤 常介君
白川 一雄君

政府委員 通商産業
政務次官 古池 信三君
通商産業省
石炭局長 佐久 洋君
中小企業庁長官 岡田 秀男君
事務局側
常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

○商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
本日の会議に付した事件

第十一部 通商産業委員会會議録第十八号 昭和二十九年三月九日【参議院】

○国際的供給不足物資等の需給調整に
関する臨時措置に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣送付)

○理事の辞任及び補欠選任の件

○特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出・衆議院送
付)

○通商及び産業一般に関する調査の
件(石炭鑑査における争議に関する
件)

○中小企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今
より通商産業委員会を開きます。

本日は先ず商品取引所法の一部を改
正する法律案につきまして政府側より
提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(古池信三君) 只今議題と
なりました商品取引所法の一部を改正
する法律案について提案の理由を御説
明申し上げます。

現行商品取引所法(昭和二十五年決
律第二十三号)が施行されてから約三
十年を経過いたし、その間に設

立されました商品取引所も二十を数え
るに至つたのでありますが、商品取引
所の公共的機能と性格とに鑑み、且つ
又現行法施行後の経験にも徴し、商品

取引所の設立を許可制にすると共に、
その運営の合理化を図るため、現行制
度に適正な改善を加える必要を痛感す
るに至つたのであります。本改正法律
案は、右の趣旨から、それ〴〵必要な

事項の改正について立法化するために
提出したものであります。

その内容について御説明いたします

第一は、商品取引所の設立を許可制
に改めたこととあります。現行法は、
自由設立を建前として登録制をとつて
いるのでありますが、商品取引所の公
共的機能と性格とに鑑み、投機市場化
する虞れがあつたり、その他健全な発
達を期待できないような取引所の設立
を抑制できるように体制をとることが
必要と考えられるからであります。

第二は、定款の変更及び業務規程の
うち、重要事項の変更については、主
務大臣の認可を要することとしたこと
であります。現行法では、これらの変
更は、単なる届出で足りることになつ
ておりますが、このような体制は、公
正な相場の形成、過当投機の防止又は
委託者の保護に遺憾のないようにする
見地からは不十分且つ不適当と考えら
れますので、この点を改善しようとし
るものであります。

第三は、商品取引所の運営の合理化を
図るために必要な制度の改善を行うこ
ととしたこととあります。その
主な点を申し上げますと、
一、会員信託金、仲買保証金及び充
買証拠金に充用することができるよう
有価証券の範囲を拡張したこと。
二、議決権及び役員員の選挙権につい
ては、定款の定めるところにより、
書面又は代理人による行使を
認めることとしたこと。

三、取引所は、売買取引の公正を確
保し、又は委託者を保護するため
特に必要があるときは、二以上の
商品市場において、又は他の取引
所において売買取引する会員又は
商品仲買人の純資産額の最低額を
定款で定めるところにより加重す
ることができるようとしたこと。

四、持分を承継して会員となつた相
続人は受遺者は、被承継人の未
決済の売買取引にかかる権利義務
を承継するものとすると共に、脱
退した商品仲買人も脱退前にし
た委託にかかる未決済の売買取引
の決済を終了できるようにしたこ
と。

五、会員の脱退の予告の最低期間に
ついては、現行法では六十日とな
つてゐるのを三十日に短縮したこ
と。

であります。
以上三つのほか、本法律案におきま
しては、今次改正を機会に、他の法律
との均衡を考慮し、罰金及び過料の額
を引上げると共に、その他所要の条文
整備を行うことにいたしました次第で
あります。

本改正法律案の内容は、おおむね以
上の通りであります。

何とぞ慎重御審議の上御可決下さ
いますようお願い申し上げます。

○委員長(中川以良君) 本法律案は参
議院先議として政府より提案をされて
おります。本日は一応提案理由の御説
明だけにとどめておきまして、審議は

次回にいたしたいと思ひますが、御異
議はございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) なお資料の御
要求がございましたら、この際にお申
出を願ひます。大体いゝ／＼な資料は
出ておりますようですが、後ほどでも
よろしくごさいますから一つお申出を
願ひます。

○委員長(中川以良君) それでは次に
国際的供給不足物資等の需給調整に
関する臨時措置に関する法律の一部を改
正する法律案につきまして政府側より
提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(古池信三君) 只今議題と
なりました国際的供給不足物資等の需
給調整に関する臨時措置に関する法律
の有効期限は、本年三月末日までと定
められておりますので、政府としてま
しては、更に期限を延長する必要がある
か否かについて検討いたしました結果、
国際的供給不足物資の需給は、一
般的には昨年来緩和の傾向を辿つてお
りますが、ただニツケル及びモリブデ
ンについては、主要生産国であるカナ
ダ及びアメリカにおいて輸出の調整を
行なつております関係上、我が国へ
の輸入は必ずしも順調ではなく、従つ
て現実には国内の需給も逼迫している
状況でありますので、これらの物資に
ついて引き続き需給を調整することに
よ

り、国民経済の健全な発展を図る必要
があると考えましたので、有効期間を
更に一カ年延長するため、この法律案
を提出いたしました次第であります。

なお、この際品目を整理して、需給の均衡がとれるに至つたコバルト、タングステン及び白金については、附表中より削除することとしたのであります。

何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中川以良君) 本法律案の審議も次回に譲りたいと存じますが、御意議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではさうに決定いたします。

○委員長(中川以良君) それではこの際お諮りいたしますが、只今藤田委員より、御都合により理事の辞任のお申出がございました。これを御承認いたしますることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは御承認いたしましたことにいたします。ついでに、理事の補充を選びたいと存じますが、先例によりまして委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは海野委員にお願いいたしますことにいたします。

○委員長(中川以良君) それでは特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず質疑を行います。どうぞ順次御発言をお願いいたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) それでは速記を始めて下さい。

○豊田雅孝君 今同トン当り十円と規定せられておりますが、それをそれぞれ三十円或いは十五円この引上げるその算定の基礎というもののついて御説明が従来あつたならば何ですが、なかつたならばこの際一つ……

○政府委員(佐久洋君) 最初この法律を施行しまして五年間で特別鉱害の復旧をやります場合には、直接この鉱害を起した炭鉱の出炭については二十円、その炭鉱に所屬する、直接鉱害は起さないが、同じ会社に所屬してあるというものについては、その出炭については十円という基準で納付金を定めたいと存じます。その後今日までずっと仕事を続けて参りましたが、途中にこの労賃の値上り、それから一般物価の値上りというものが相当顯著でございまして、かなり工事量が遅れて、いつの日か納付金の引上げをしなければならんというところはわかつておつたのでございまして、どうもこのインフレの傾向と申しますか、カーブがなかなか収まらないということで、止むなく今日まで見送つて参つたのであります。今日で昭和二十七年に、二十五年当時と比べて見ますと一般物価については五割七分の値上りをしておりまして、それから一般建築資材或いは労賃というふうなものについても大体五割見当の値上りを見ております。同時に石炭価格のほうも二十五年当時と比較しますと、最近若干値下りを來たしておりますが、昨年の夏頃は五割ちよつと超えた値上り、それから最近では四割六、七分というふうなことで、大体五割の値上げをすればこの工事は期間

を若干延長することによつて完了するだらう。こういう基礎でございまして。

○豊田雅孝君 大體物価指数に依じてやられたというので、その御趣旨はよくわかりました。

同時にこの有効期間を二年間延長するといふ、それについての具体的な説明を……

○政府委員(佐久洋君) これは最初昭和二十五年にこの法律を作りますときは、その当時の物価、或いは労賃、それから当時の工事量、工事能力でございまして、そういうものから考えまして大体五年で完了するといふ予定の下に計画を立てたわけでございまして、最初金額として七十九億といふ工事量になるわけでございまして、その後昭和二十七年に途中で工事量そのもののだけの物価補正をいたしまして、それが九十六億くらいになるわけでございまして、今日まで工事量として完成いたしましたのが金額にしまして大体五十一億でございまして、それで今度の法律案を提出いたしますに当りまして先ほど申し上げました五〇%の物価補正といふものを考へて行きますと、残る工事が五十八億ほどになりますので、単にこの納付金引上げということだけでは賄い切れないと、然らば納付金をもつと上げたらいじやないかという議論になります。これは工事能力という一つの制約がございまして、で、工事能力と納付金の引上げという両方脱み合せまして年限を二年延長した、こういうわけでございまして。

○豊田雅孝君 更に将来延長しなければならぬというふうな懸念はないのですか。

○政府委員(佐久洋君) 只今のところ計算いたしましたもこの納付金自体に一億六、七千万円のアローワンスが見てございまして、若干の労賃の値上りとかいふようなことがあつても十分にそれでカバーし得る、こういうふうに見ております。

○委員長(中川以良君) ほかに御発言のかたはございませんか。……いづれも他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。……別に御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決をいたします。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を採決いたします。本法案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本法案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。それから本会議における委員長長の口頭報告等、事後の手續につきましては委員長に御一任をお願いいたしますが……

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

なお報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本法案を可とせられたかたは順次御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

西田 隆男 西川 弥平治
大谷 賢雄 加藤 正人
豊田 雅孝 岸 良一
海野 三朗 石原 幹市郎
武蔵 常介 三輪 貞治
酒井 利雄 高橋 徳
白川 一雄 松平 勇雄

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○海野三朗君 石炭のことでお伺いいたしますが、炭鉱国管の当時におきましては、労賃というものは炭価の五十数%を占めておつたのであります。昨今はずつと下りまして炭価の四十%かになつておるのであります。組合側の方のこれは調査を私が読んだのでありますけれども、労賃というものは下つておるのであります。その辺はどういうことになつておるのでありますでしょうか。炭鉱国管当時よりも遙かに炭鉱業者は割がいいわけじやないか、こういうふうな素人目には考えられるのであります。どういふものでございましょうか、その辺ちよつとお伺いしたい。

○政府委員(佐久洋君) 炭鉱国管当時の賃金は恐らく原価計算からいふと五七・八%、六〇%近く計算をされたと思ひますが、その当時の能率が労働者

一人月六トングらいに記憶してあります。現在は一人平均十一トングらいに回復をいたしております、従つて能率の向上した原価に占める労賃の率というものは下つておるわけでござ

います。実質的には賃金そのものが取得としては殖えておるわけでありま

す。その間の何と申しますか、炭鉱国

管当時のあの原価計算は殆んど償却或いは利潤というものを覚えてないとい

つていくらいの状況でございまして、

仮にあのまゝの姿で国管が解除された

相当健全な道を歩んで来たということ

は言えると思ひます。併し終戦後の借

入金金の膨大な返済というものはまだ完

了いたしておりません。又最近昨年の

春あたりからのこの石炭の値下りとし

しますか、これは健全経営の下に値下

か。こういうふうには私も考えられ

るのであります。そして相当あそこ

では儲かつたやに新聞では報告されて

ありました。これは事実なんぞござ

いまいしやうか。

○政府委員(佐久洋君) しばしばこの

と申します。最近の状況はこれが総投下

資本に対する利益率というものは一%

程度に下つておりました。一般産業

がまだ六・七%、不景気とは言いが

ら六・七%を維持しているときに石炭

炭鉱業の経営というものは非常に不況

に、相当老朽化した炭鉱の対策につ

ては堅抗の対策によつて合理的な炭価

引下げを行ふ。なおその他の炭鉱につ

きましてでもできるだけ機械化するとい

うようなことで能率を上げて炭価を引

下げるといふことを考えております

が、その方法を講じておいても、なお且

つ自然条件と申しますか、地下に埋蔵

されております条件それ自体が不利

なために、どうしても克服できない部

面というものは若干残るのではないか

というふうに思ふのでござい

○海野三朗君 石炭は外国炭よりも値

が高いというふうなことで炭鉱業者が

非常に苦境に陥つておるやうでありま

す。つまり賃上げのストなどでもそ

れで炭価が相当外国から入つて来るも

のに対抗できるお見通しでありますか。

○政府委員(佐久洋君) 確かに国内炭

が外国炭あたりに比べて割高である

といふことはこれはまあ私どもの悩みの

一つの種類でござい

ます。それが輸出の

関係に、或いは一般物価の引下げとい

ふ点について支障を来たしてゐるとい

ふこともこれは否めない事実でござい

まして、私どもの今考えておりますの

は、とにかくあらゆる方法を講じて炭

価を引下げようといふ点でございま

す。従ひまして若しも賃上げというよ

うなことが全然行われな

いので済むとい

ふことであればそれはそのほうがいい

に違ひないのでござい

ますが、只今の

何と言いま

すか、炭価、或いは法制上か

ら申しまして、賃上げを全然ストツ

プするといふ方法がござい

ません。従ひ

ましてその方法は労使双方の自主的な

話し合いに待つより仕方ないのであり

ますが、今後の炭価の引下げといふ点に

つきましては、毎々申上げますよう

に、相当老朽化した炭鉱の対策につ

ては堅抗の対策によつて合理的な炭価

引下げを行ふ。なおその他の炭鉱につ

きましてでもできるだけ機械化するとい

うようなことで能率を上げて炭価を引

下げるといふことを考えております

が、その方法を講じておいても、なお且

つ自然条件と申しますか、地下に埋蔵

されております条件それ自体が不利

なために、どうしても克服できない部

面というものは若干残るのではないか

というふうに思ふのでござい

○海野三朗君 古池政務次官にお伺

いをいたしたのであります。この賃

上げのストライキが妥結した、それ

で果して石炭が外国炭に負けないだけ

の値を持つて行かれるかどうか、それ

に対しての政府当局の御決意、つまり日

本の石炭業者もやはり同じ日本人であ

りますから、どうしたつて食つて行か

なければならぬのだ。外国炭の安い

やつに競争が若しできない現状である

とすれば、それに対する政府はどうい

ふふうな御決意を持つておるか、又そ

の具体的方策はどういうふうである

か、その御所見を承りたいと思ひま

す。

○政府委員(古池信三君) 石炭は言

うまでもなく、我が国の地下資源とい

つて、最も重要なものの一つでござ

います。従つて今後といへどもこの

国内資源を十分に開発をして、国内の

産業その他民生方面に資するといふ方

針には毫も変りはないと思ひます。輸

入炭のほうに炭質、或いは値段の点に

ついて遺憾ながら条件が悪いという場

合がありまして、できるだけ輸入炭

に依存するといふ態度は我々はとりた

くないと思ひます。従つてこれ

○政府委員(佐久洋君) 勿論能率が向

上いたしますればそれだけ原価とい

うものは下つて参ります、炭鉱国管時

代から見れば石炭の経営というものは

恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

つと出ておりましたが、同じ炭鉱のう

ちでも非常に融資に恵まれたところ

と恵まれないところがあるのではない

○海野三朗君 一昨年あたりはこの儲

けたほうの長者番付に炭鉱業者がずら

</

常に私は痛手だと思ひますので、そういうような点について、まあこれは労使協調して大いに一つがんばつてもらわんと、今石炭を重油に置換えるとか、いろいろ議論が出ておりますけれども、先般私は当委員会でも石炭業界が墓穴を掘るような結果になるということを申し上げたのでありますが、まさにその通りになつてゐると思ひますが、これは重油転換を行政指導なさるのには非常に結構であります、こういった合理化、労使協調の面の行政指導ということをもつと一つ真剣におやりにならんと、私は日本の石炭業界の将来というものは非常に危ういものがあるんじゃないかと思ひますが、こういう点についてのお考えはどうでございませうか。

○政府委員(佐久洋君) 私も全く同感でございまして、先般当委員会におきまして委員長からの御質問を受けました際にもその趣旨は詳細申し上げたつもりでございまして、今後の労使のあり方というもののについては、やはり現実を直視して、如何にすれば石炭の価格が下るかということと同時に、如何にすれば自分の企業が伸びるかという観点で、これは私は労使双方が本当に活眼を開くと申しますか、まじめに考えれば意見が一致していいところがあるんじゃないかと思ひますので、そういう点の具体的と申しますか、指導と申しますか、そういう点についてはできるだけのまあ努力はしたいと、こういうふうにお考えを申しております。

○委員(中川以真君) どうぞ一つ今日先の重油転換とか、或いは外炭の輸入の措置とかいうことをおやりになることは結構であります、そういう根

本的の対策に対して、もつと政府としては真剣味を持つて一つお当りを頂きたいということをお願いいたしておきます。

○海野三朗君 只今非常な損害をこうむつたと言われておるのであります、貯炭が売れないで山になつてゐた、その貯炭がそれが残り少なくなつたというところであれば、どうせ売れないで放つて置いたものならば却つて結構じゃないですか。貯炭をそのまゝ百万トンなりそれが売れないでそこに寝かしておくとおきかになると、今度は自然発火ということもありまして、そういうことでありますから、幾ら／＼の大損害であるということに直ちにそろばんで考えるほど損害じゃないのじやありませんでしようか、局長如何にお考えでありますか。

○政府委員(佐久洋君) 勿論貯炭はけた部分が全部ストによつてはけたのか、或いはストがなくても或る程度はけたかという見方はいろいろございまして、併し貯炭が相当量はけたというところは、確かに相当貯炭で苦しんでおりました最中でありまして、一つのこれはいい条件であらうと思ひます。併しまあ実際に何と申しますか、収入はないが支出だけは殖えたという点は、これが必ずしも全部を細かに計算して四十五億になるかどうかという点はなお検討を要すると思ひますが、一応そういう計算もできるんじゃないか、こういうふうにお考えを申しております。

○海野三朗君 この石炭は外国炭より高い、こやつておられますという、又賃上げとかいろいろなこと、いわゆる先ほど委員長から言われたように、石炭が自滅するんじゃないかとい

うことにつきましては、私も非常に關心を持つておるものであります。つきましては重油とか、つまり石油類、そういうものの輸入に対しては税金を免除してゐるではないですか、私は非常にそこに矛盾を覚えるを得ません。

一割の関税をかけるのを以て原則としてゐるのに、大蔵委員会でも二十六年以来二度三度に亘つて石油の免税を決定しておるのであります。そうして而もこれもその消費者のほうに税金を三割からかけておられます。そういうことが日本の石炭が使われないような方向になり、手持の石炭が売れない、これは当然なものであります。一割関税をかけるべきものをかけていない、そこに私は大きな矛盾を思ふのであつて、その関税をかけるのはどれくらいになつておるかとお申しますと、六、七、八、今年の三月三十一日まで約百六十億の関税を取り得るのであります。それを政府が金持だからこれを取らないで、これは法律を以て一割かけるということができる。これをなすなせこれが一つの石炭業者の圧迫になつてゐるものである。殊にこの一兆円の緊縮予算を言つてゐる内閣がこういうふうな片手落をやつてなせ関税をとらないのであるか、私はその点に關しては非常にわからないのであります。従つて石炭は重油というもののから圧迫を食つて来てる。そうして困つておるじやないか。私は非常にこれわからないのである。一割にしまして、千六百億の輸入をやつておられますから一割をかけても百六十億の関税が取れたのである。ところがそれを取らないでおるものだから重油、すべて製鉄工業の方面にお

ても重油々々と言う。重油に転換する。そういうことが石炭の業者のつまり圧迫になつておるのではないか。これは私は間違つておるのではないかと、こう思ふのであります。で砂糖とか、ほかの関税に比べて見ると、砂糖なんぞは一割二分もかけておる、関税に。併しこの石油のほうはかけていないということになつておるのであります、政府御当局はどういうふうにお考えになつてゐるのでございませうか。

○政府委員(古池信三君) 油の関税問題はなかなかむずかしい問題だと存じますが、私も税のほうは所管外でありまして、詳しくはわかりませんが、只今御指摘のように大体一割課税すべきものをせす、年々特例を設けて免除しておつたということにはやはりそれだけの理由があつたのであらうと思ひます。でありまして、大蔵委員会等におきまして審議の過程をよく検討すれば或いはわかるかも知れんと思ひますが、それは政策の問題として税金を免除してそれだけ高い油を国内に使わせることとが、或いは税金を免除してそれだけ安く使わせるのがいいのかと、これは全般的総合的に考えなければならぬ問題であらうと思つております。

それからその免税が直ちに石炭の需要の減少ということに大きな影響をどれだけのたらすかということも数字的に検討して見ないと簡単に言えないのではないかと思ひますので、何しろ今の石炭の値段が国際的に見ましても高いといふこと、それから油を使へば石炭を使用する場合に比べて設備に

よつては非常に簡単であり、諸般の手数或いはコストが節約できるという、うな利便もあるような關係上、従来相当油のほうに転換されて使用されて来たのではないかと考えるのであります。それがたまた一割の関税のみが原因であつたとは考えられませんが、併し税金がかかる場合に比べればからん場合はそれだけ安くなることは事実であります。全然石炭の需要に影響ないとは申せませんが、その程度は、これは簡単に申し上げられんのではないかと、こやうに存じております。

○海野三朗君 只今の御答へ伺ひましたが、私が伺ひたいのは、そういうふうな通産行政ではないか、石炭がつまり高いからしてますます使われない、つまり国内の石炭が消費されないような方向になつておるんじゃないか、そういうことが通産行政としてはまずいのではないか、これを申上げるのです。で油が一割の関税とおつしやるけれども、一割にして大したものだと私は思ふのです。で消費は三割余をかけておられますが、砂糖なんぞはもつと／＼十割以上もかけておるようでありまして、油は三割くらいにしてゐる。そういうことが非常に使用する人にとってはいいかも知れませんが、国全体として考えて見れば、固違つてゐるじやないか、石炭のほうとも脱み合せなければいかんじやないか、こやういふふうには私は考えます。税金のことにつきましては通産の管轄ではないかも知れませんが、こやういふ

いうふうな税金を大蔵省でできるということ、きめる際に通産としてはそのままだとしておいてはいけないのじやないか、幾らかでも石炭を助ける方向へ行かなければならぬし、又一割の関税をかけるというのが法律でもきまつてゐるのである。それを特例を設けて二十八年度まではかけないということにした。それは如何なる理由があつたのかわかりませんが、大蔵委員会の採決を調べて見ますと、大蔵委員会の採決の行かないきめ方があるのではありません。でその一割の税金はどれだけになるかというところが六十億になる。実に莫大なる金である。こういうことが今日のいわゆる疑獄、汚職の疑いの的になるのであります。東洋の諺にも李下に冠を正さずという言葉がありますが、こういうふうなかけなければならぬものを何故かけないでおるのか、私はこれが国民の疑念を生ずべき大きな問題だと思つてゐます。でこれは通産当局といたしましては石炭をどうしてやつて行くか、税金は幾らかかけられてもそれは知らんという態度ではおられないのではなからぬか。それで燃料という方面、税金からすべてを考へてこの通産行政をやつて頂かなければならぬのである。こういうふうには私は考へるものであります。この関税については非常に關心を持たざるを得ないのであります。でこの前大蔵委員会で一年間、又一年間ということではいゝゆる石油の輸入業者にそれだけの恩典を与えておる。まあいわば率直に言へば恩典です。その業者が税金を払わないで、つまり使用者に末端側に税金をかけておるといふ形になる。ここが国民の疑念を生ずる点であると私は

考へるのであります。この点について御所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) 私は一割の関税を特例法によつて免除してゐることについて汚職があつたといふおぼしめはしてゐません。又原油の輸入についてそれだけ課税をしないといふことによつて石油業者、製油業者のみが利益を得るやうなお尋ねもございましたが、私はそうではないかと、それが延いてはやはり製品にも影響し、国民全般がそれだけ安い油を使うのでありますから、国民の利益になつておると、かように考へます。ただ問題は先ほど当初にお話になりましたやうな、そのために石炭業者に對して悪影響を及ぼしてゐるのではないかと、この点は私は若干はさういふことは是認できると思ひます。併しその影響の程度といふものはどの程度であるかといふことはこれは簡単には言ひ切れないのでございます。

○海野三朗君 私はその点について何と汚職とか何とかいふことを申し上げたのではございません。ただその一割の関税を取るべきものとなつてゐるのに特別を設けて取らないといふことは国民の疑念を引くのではないかと、ということとを私は恐れるのです。そういうことが数多く政治の上に現われて来る。国民が政治に信頼しなくなつて来る。これは私は重大なる問題であると思へる。その点からして、やはりかけるべき関税はちやんとかけるのが本當であり、取るべきものは国家の収入として取るべきが本當である。特殊なものに特別の恩典を与えるといふことはいけないのじやないかといふことを私は申し上げます。その御所見を承わつたわけでありませう。

○政府委員(古池信三君) お言葉を返すやうに甚だ恐縮でありますけれども、私は極く一部の特殊のものだけに恩典を与えるといふことは考へないものであります。それだけ輸入税が安くなれば、これを使用する国民のあらゆる階層に對していい影響を与えるじやないか。例えば、この油を使つて、水産、漁業に従事する人であるとか、或いは油を家庭の燃料として使う人といふやうな人までも、その減税の恩典といふことは、あまねく行き及ぶわけでありまして、單なる一部の製油業者のみがその恩典にあずかるという性質のものではないかと考へておりますので、その点はどうか御了解を願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 然らば何故に関税一割を取つたのでありませうか。どこにその恩典が及んでおるのであるのか。輸入業者に恩典が及んでおるのは当然でしょう。一割も安いものですから私はそれをお伺ひしたいのです。それは輸入業者の六、七人の会社を慮んだに過ぎないのです。一割だけ安く入れたのですから……。

○政府委員(古池信三君) 実は私のお答え申し上げたことを、或いは表現の仕方がまずいのでありますから御了解を願ひたいのかと思ひますが、仮に一割関税がかかると思へば、その原油を元に精製した油といふものは、やはり算術的に簡単に考へても一割だけ高く売らなければならぬ。こゝういふことになります。従つて、その製油を使ひます国民全般は一割だけ生活費が高くなる。従つて二、三の業者が利益するものではないといふことを申し上げたつもりであります。

○海野三朗君 そこで今次官の言われる言葉はそれは當然です。それだけ値が高くなつて行くのですから……併しながら一割の関税を免除したといふことは、その業者が納める金が減つたといふことになりませう。そこに恩恵を与えておる。その恩恵を手えたことが一割の関税を免除されることになつておるのです。そうなつて来るんです。それを一割の関税、それならばそれでかけたらいんじやないか、かけただけだけ高くなつて行く。それは當然です。それを一割を関税を免除したといふところに、その業者の輸入するお金がそれだけ減つて来るといふことです。明らかにその業者が恵まれた。こゝういふのはありません。これは数字的に考へてもさうなんです。これは當然です。そこが国民の疑念を生ずるところだと私は思ふのです。そういうことは一切やるべきものではなくて、一割の関税をかけるなら一割の関税をかけて、当然それを取るべきものじやないかと私は言ふのです。例えば今の原毛課税、繊維課税の問題、原毛にかけるべきものを原毛のほうから反對されたからやめて、今度繊維のほうにかけて行く、それはどつちにしても同じであります。ただ出すほうは違ふのです。原毛の業者のふところから出すか、末端のほうから出させるかという違いで、値段に変わりはないのですよ。さうなんです。ここが国民から疑念を招くところであらうと申し上げる。

○西田隆男君 私から二、三點お尋ねします。ストライキの問題と重油の問題で、日本における石炭鉄業はどうあるべきかと非常に重要な問題にまで今日は発展して来たものでありますから、私は黙つておるつもりでしたが、一、二お伺ひしたい。これは古池さんには無理でございませうから石炭局長にお尋ねいたします。私はかねてこの委員会でも、この前の通産大臣のときもさうであつたのですが、石炭が高いと言われている。併し今市場における石炭の販売価格は皆さんがおつしやうといふやうな販売価格ではない、こゝういふことを価格を上げて実証いたしました。その上佐久さんもさうだが、堅坑七十九本の開鑿をすることによつて三割下がるからといふのが、一昨々年頃からのあなたの持論でした。通産大臣は、依然として、この国会においても、一割くらいは下つてゐるからもう二割下げたい、こゝういふ要求をしておられる。そこで私はいつもあなたに質問してゐるのは、石炭鉄業の生産原価を厳密にお調べになつて、その原価の中のどういふ費目から、どれだけのものを削減できるんだといふことを、一つ具体的な数字を出して御説明願ひたいといふことを、通産大臣にも要求したし、あなたにも要求したと思ふのですが、いつもあなたの御答弁は、極めて抽象的な答弁しか頂けない。従つていつまでも国民一般の石炭の価格というものの對する疑念が解けない。今日のあなたの答弁を聞いておつても、増産によつて生産費を低減するのだ、設備の改良によつて、生産費を減少するのだといふことは抽象的に話になりませうけれども、具体的には一つもお話に

けるべきやつをなぜかけないであつた

十八号 昭和二十九年三月九日 【参議

政府のあり方としてはまずいじやない

（政府委員（岡田秀男））中小企業信
用保険法の一部改正をいたしまする法

七

用から除くということとは不適当ではないかと考えるのでございます。例えば、屁理窟ではございますが、株式会社社の株主或いは農業協同組合の組合員等におきましても、中小企業者ではない、或いは中小企業信用保険法の適用業種に属する業者ではないというふうな場合が多々あるのでございます。他方消費生活協同組合は全国で千六百余の多きを数えておりまして、その多くが資金の融通難を訴えておるのでございます。従いまして、農業協同組合或いは漁業協同組合等を保険法の対象といたしておるものと併せ考えまして、新たにこれを保険の対象に加えない、かように考えておる次第でございします。

第二の点といたしましては、各府県にございしますところの信用保証協会を相手方といたしまする保証保険の中にこれらの保証協会が付保し得る債務の保証を手形の割引にも適用いたしたいと考える点でございします。通常手形割引の対象となる手形は、期限が六十日とか、長くて九十日のものでございしますが、この信用保険法におきまして、一般の金融機関が直接貸付けまする貸付を対象とする融資保険におきましては、六月以上の長期のものに限りましてこの信用保険に付け得るということにいたしております関係上、この手形割引のような、六十日とか九十日とかいうふうな短期のものは、現在的情勢からいたしまして、信用保険に付け得るといふことにいたしまして、も、全く意味がないのでございします。従いまして信用保証協会が保証をいたなしました場合に限りまして、この手形割引を、信用保険の対象に付け得る。

ということにいたしましたのでございます。

第三といたしまして、指定法人、つまり信用保証協会を相手方といたします。小口保証保険制度を新しく作りまして、この協会が小企業者の金融機関に対して負担する債務の保証をこの保険に付けます場合には、保証をした債務の額が、小企業者一人につきまして合計十万円、その小企業者が中小企業等協同組合でございする場合は、合計三十万円でございするが、この十万円乃至三十万円を超えないものに限ります。保険金額を保険価額の百分の八十に引上げる、つまりいわゆる増補率を、普通は百分の六十でございするものを、この場合に限りまして百分の八十に引上げるという途を開くことにいたしたいと考えております。点が第三であります。この保険の適用を受けます小企業者とは何であるかと申しますと、資本の額、又は出資の総額が五十万円以下の会社、これが一つでございす。又常時使用する従業員の数が五人、商業又はサービス業を主たる事業とする事業者につきましては二人、人数で言いますと五人又は二人、以下の会社又は個人でございまして、従来と同様にこの保険法に指定してある事業を行うものが先ず第一であります。その次が出資の総額が五十万円以下の中小企業等協同組合、農業協同組合、同連合会、水産業協同組合、森林組合、同連合会、消費生活協同組合、同連合会等ございまして、特定事業を行うもの、又はこれらの組合でございまして、その構成員の三分の二以上が、前段に申上げましたものに該当する、つまり資本金額又は出資額が五十万円

以下の会社であるとか、常時使用する従業員の数が五人、サービス業、商業等におきましては二人というふうな程度のものでございますればよろしいというのが第二であります。

第三は医療を主たる事業とする法人でございまして、常時使用する従業員の数が五人以下のもの、この三つのものを小企業者と観念いたしまして、これについていわゆる小口の保証保険制度を創設いたしたい。これによりまして今後予想されますところの小口の金融の疏通に資したいと考えておる次第でございします。この信用保険法の改正をお願いいたしております要点は、さういふ点にあるのでございします。

それから中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案のほうについてでございますが、先ず第一の改正をお願しいたしております点は、中小企業者の定義中に、新たに塩業組合、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会を加えること、これでございます。消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会につきましては、先ほど信用保険法の点について御説明申し上げたのでございます。塩業組合につきましては、これは従来は中小企業等協同組合法に基いて、組合が結成されておつたのでございますが、昨年の国会におきまして、塩業組合の運用上、例えば一人一票という制度を、出資額の十分の一の限度内におきまして、一人一票の制度を変えて多少この資本的な色合いを付けるというふうな点を加味して、法律改正をいたし、そして塩業組合に關します限り中小企業等協同組合法から離れまして、別途塩業組合を作られたのでございます。内容から申しま

すれば、全く塩業協同組合と申して差支えのない内容のものでございます。

これは従来において、あらゆる面において協同組合として取扱つて来たものゝ中でございますので、今度法律改正があつて、名前が塩業組合になりましたけれども、これは公庫の対象に加えて然るべきじゃないか、かように考へて加ふる次第であります。

第二の点は、今回予算が成立いたしますという、公庫に対して新たに二十五億円の出資増と相成るわけでございます。従いまして昭和二十八年度におきまする、政府の一般会計からの出資金百三十億円と合せまして、公庫の出資金を百五十五億円といたしたい。これが改正の第二点でございます。なお細かい点ですが、登録税法の一部を改正いたしまして、中小企業金融公庫に

關係のありまする登録税を非課税とするように所要の改正を行いたいと存しておるのでございます。以上が改正をお願いいたしておる点でございます。これらによりまして、この公庫の運用上一段と中小企業者にお役立ちいたしたい、かように考えておる次第であります。

○委員長(中川以良君) 御後段の資料に対する御説明ありますか。

○政府委員(岡田秀男君) お手許に配付いたしてあります資料としては、只今消費生活協同組合並びに塩業組合につきまして、若干の御説明を申し上げますのでございますが、これらの消費生活協同組合並びに塩業組合が、現在どのような状態になつておるかという資料を差上げてあるのでございます。先ず厚生省の調査によりまして、昭和二十七年三月末の消費生活協同組合は、ど

まして、これによりますれば総計で五百七十二の組合がある。それをまあ中小企業の信用保険内の指定業種として該当いたしますものは四百五十四くらいに相成るであろうというふうな点をここに掲げておるのでございます。

これは利用事業別の組合数の表でございます。なお念のために消費生活協同組合という名の付いておるもの全部を計算いたしますと千六百十九組合ある。その千六百十九組合のうち、こういうふうな仕事の内容として私どものほうの問題になりそうなるものを挙げて見ますと五百七十二ある、そのうちこの信用保険等の対象になりそうなのは四百五十四である、こういうふうなこの表を御覧願いたいのでございます。

それからその次は塩業組合の現況調査でございます。塩業組合のうち、共同製塩をしておる組合と、それから塩の製造業者がまとまつておる組合と二色、それに塩の濃い水だけを作つておるものの組合と三種類ございまして、合計で六十七組合がある、そのうち地区塩業組合が三十五、事業協同組合が三十二というふうなものに相成つておるのであります。塩業組合の連合会は七つある。これが現在の塩業組合としての状況でございます。

○委員長（中川以良君） 御質疑をお願ひします。

○豊田雅孝 両法案一緒に質問をいたすことにいたします。中小企業信用保険法の一部改正法律案につきましては五点質問をいたします。中小企業金融公庫法の一部改正法律案につきましては二点質問をいたします。

第三点は、従来から保険料が高いがために、一般の金融機関がこれを利用しないということが非常に問題になっておつたのでありまして、この点については最も保険料の引下げが喫緊の要務だというふうになっておつたのであります。今回それがあろうかと思つて実は期待しておつたのでありますけれども、依然として保険料の引下げがない。これについて如何に中小企業庁が努力せられ、又その努力の結果にもかわらずかような状態になつたところとは甚だ遺憾に思うのであります。その経緯を率直に詳細承わりたい。

第四点は、指定法人が付保し得る債務の保証を手形の割引にも適用できるようになつたということは誠に結構であります。これは要するに間接に短期保険を認めたということになると思うのであります。然らば指定法人に關するものでなく、一般の信用保険についても短期保険をこの際なぜ認めないのかということを伺いたないのであります。それに関連いたしまして、これは

それから第二点は、今回かような小口の信用保険の新らしい制度ができたのでありますが、大体から見まして金融機関は保証を付けてまで貸出すというような金のゆとりがないというのが今日の現状でありまして、今回新たにかような制度を一つ加えられたのでありますけれども、それに伴つて当前国会会においても質問したのであります、二つの府県以上に跨がる連合会に対して、指定法人に対して今度新らしい制度ができましたけれども、これは活用ができるのかどうか、この点を伺いたのであります。

〔委員長退席、理事松平勇雄君着席〕

がある以上、これにも融資の途を開いて行くのがいいんじゃないかということ御尤もであります。併しながら消費生活協同組合というのは、御承知のとおり、場合によると従業員も無報酬で働いて、場合によると会社等から無償で提供されるというふうなものが非常に多いのであります。そういう点においては、中小企業者とは非常に競争ができていないところへ中小企業者は立たされ、金銭なり或いは信用保険の途が開かれていることは、一傾向ではあります。

れども、これが順調に行くというところになりますと、消費生活協同組合にはよくコストの点において、又金融の面において恵まれるが故に、中小企業者がさなきだに苦んでいる際に、中小企業者を非常な苦境に陥れるという事になつて行くわけでありす。従つて消費生活協同組合というものと中小企業者、或いは中小企業者との利害関係をどういふふう

うに調整するか、消費生活協同組合に
はどのようなふうに関与して行く
か、その指導によつて中小企業者との
利害関係がうまく調整して行くように
しなければいけない。それを前提にし
て初めてかような制度というものが国
家的にできて然るべきものであると思
うことになると思うのであります。

従来非常に問題であつた点が激化せられるということになることは火を見るよりも明らかなことでありまして、この点についてどういふ対策を立てられているのか、その点を伺いたいと思うのであります。

それから中小企業金融公庫法につきましては二点質問をいたしますが、その一点は、今回予算修正で中小企業金融公庫の二十九年度の資金源というものは百八十九億になると思ふのであります。これを月割にいたしますと大体十五億でありまして、これを取扱う店舗の数は六千以上に今日なつておるのであります。一つの取扱店舗当りにいたしますと、恐らく二十五万円くら

いにかならない。にもかかわらず、法律の建前は一千万円貸す、或いは組合である場合には三千万円も貸す、そこが余りにも羊頭狗肉であるということになると思うのでありまして、かようなさなきだに少い資金源を小さく配分いたしておりますと、全く焼石に水という文字通り焼石に水になるのであります。折角の金が伸び／＼と十分に使えないということになるのであり

ますが、これに対する対策をどういうふうに立てられておるか、これは今日中小企業金融公庫の私は最も大きな欠陥の一つだと思つたのでありまして、これについてはつきりした対策を伺いたい。

それから第二の点は、中小企業金融公庫法には特定業種というものがある

思うのであります。なぜならば国民金融公庫の二十万円の金では間に合わん営業状態に理客業等はなつておるのでありまして、折角中小企業金融公庫ができておるにもかかわらず特定業種の指定を厳重にする私は意味がないと思うのです。これはこの際緩和をしようとしてその実情に応じて貸出の徹底さえして行けばいいじゃないか。初めから中小企業金融公庫の利用ができなない仕組にするのは非常によくないと私は思うのであります。従つてこの特定業種、例えば理客業などについてはこの際これを緩和すべきだ、特定業種に追加すべきだと思うのであります

いのであります。以上であります。

○政府委員(岡田秀男君) 信用保険の改正の法律に關連いたしましたして六點の御質問を頂いたのであります。第一点といたしましては小口保険の限度が十萬圓であるのは少きに過ぎるので、例えば風水害の關係であるとか、或いは國民金融公庫の甲種の貸出のところが二十萬圓になっておるといふ、二つのものと比較しておかしいじやない

かという御質問があつたのでございますが、確かに一つの御見解と存するのでございます。ただまあ新しく制度を作りまして、小口分について信用保険を少し緩和した条件でやつて行こうということになりますと、一方におきましてはこの特別会計が独立採算でやつて行かねばならないので、これに大き

な危険を伴うかどうかという点が、一つのものを考える物差しになるのでございいます。一方におきまして現在の中小企業の月平均一件あたりの貸付金額、これを押えて見ますと、相互銀行が十五万円程度、信用金庫もそれと大差ない金額でございまして、国民金融が公庫におきましてもやはり十五、六万円程度であります。信用保証協会の一口当りの平均付保金額は一口三十五万円くらいになっておる。これは全国の資料はなかなか取りにくいのでございしますが、東京の信用保証協会の保証件数の中で十万円未満のものを押えて見ますと、約四〇〇〇程度になつておるといふふうな点を眺め合せて、一方では新しい制度を作るのであつて、これがどの程度行くものであるかというのを一応見てみたい。そうして一方において中小企業の貸出の平均というものが大体十四、五万円程度である、或いは東京の信用保証協会の保証件数の中で十万円未満のものが四〇〇〇くらいあるんだというふうな点を押えて見まして、先ず十万円でスタートして見て、それによりまして行く行くは二十万円に持つて行くということも考え得る次第でございまして、私どもといたしましては大蔵省という／＼相談いたしましたのでございしますが、先ず差当り十万円程度成績を見てみようじやないか、それによつてよければ二十万円に持つて行くということを早急に次のステップとして考えて見ようじやないかという事で、先ず差当り議論のみ多くした時機を失するよりも、いろ／＼のデータの点から一応十万円というものをに入れるという見通しをつけたのでありますから、先ず多少欲を

申しましたれば少な過ぎるという点はあるかも知れないけれども、早く実施しようじやないかという事で十万円にいたしましたのであります。その辺の事情を御諒察願ひたいのでございしますが、二十万円にするのは反対ではないのです。この様子によりまして二十万円まで早く持つて行きたいという希望を私ども持つております。

なお資金源の用意の点でございしますが、これは御趣旨としては誠に御尤もでございしますが、特に政府の手で、例えば相互銀行でございしますとか、或いは信用金庫であるとか、その他中小企業、商工中金でございしますとかの資金源を政府で面倒を見ようということになりますという、過去における事例から申しますと、いわゆる指定預金を政府がやるということがあつた、或いは商工中金につきましては商工中金債について資金運用部で或る一定のものを引受けてやる、この程度しか用意がないわけでは本年度におきまして一方におきましては本年度におきまして、財政の点で膨脹を避け、又一方において金融の引締めをやつて行くという態勢から、一応この指定預金というものは引揚げるといふ態勢をきめたいわけでありまして、併し三月一ぱいで引揚げるといふ急激なる変化を中小企業の資金源に与えることは不当であるという意味におきまして、一応九月までに分割して返還をしてもよろしい手現在をきめたところでございします。さような意味におきまして、積極的にこの資金源を国でどうこうするところまでは今のところ手を打ちかねるのでございしますが、まあ私どもといたしましては、だん／＼デフレ

の様相になつて参りますれば、預金が増える程度増加して来るというのが普通の傾向のように、過去における例から見ますと、さようなことが見受けられるのであります。これらの金融機関の努力によりまして、資金源の或る程度の拡張がございすることを念願をいたしておる次第でございします。

保険料の点につきましては、これはもう信用保証制度について何らかの話が始まりますれば常に問題となる点でございまして、現行の融資の保険なり或いは金融機関を相手方といたしますところの保証保険の保険料が年三分、それから指定法人を相手方といたしますところの保証保険が年二分というこの保険料が今少し下げ得られますならば、この制度を利用する中小企業者も大いに喜びでありまして、又その一部を負担する金融機関としてもこの制度を一層利用しやすくなるであらうという点につきまして、全く異存はないのでございしますが、この保険料の問題につきましての根本の障害は、この中小企業信用保証特別会計を独立採算制でやつて行く、つまり保険というものは性質上保険料と、それから保険金の支出というものが見合つて行くべきものであるという建前、この根本原則を崩さんという点にいたしますならば、やはりこの保険料と保険金との差引きについての或るしつかりした統計資料が出て参りまして、現行の保険料をどの程度下げてもこの独立採算上差支はないのだという確信を得ませんという、どうも手をつけかねるわけでありまして、が併しこの指定法人、つまり信用保証協会に關しましてはともかくもこれが保証をいた

します場合に、自分で保証すべきや否やの審査をいたしておるのであります。金融機関を相手方とする保険におきまして全然この特別会計が無審査で逆選択を完全に許しておる場合とは若干事情を異にいたします。又信用保証協会においては保険料の転嫁ということが殆んどむずかしいという実情もございします。昨年の法律改正によりまして指定法人、つまり信用保証協会に關するものについては、年一％を下げたのでございします。この小口保

険におきまして、増補率を従来六〇％から八〇％に引上げましたけれども、保険料は二％に据置いておるのでございまして、この辺でまあ私どもとしましては、或るべく保険料を下げて行きたいというこの微意の一端を表わしたものであるというふうに御理解を願へば幸いと存するのであります。

第四点といたしまして、手形の割引を信用保証協会を通じて、この保険制度の中に織込んだのであれば、他の金融機関の關係においても同様に認めたいんじやないかというふうな御見解であつたかと思つてございします。これももの考え方でありまして、さうなことが保険技術上でできんということではないと思ひますけれども、先ほど申しましたように金融機関と保険の特別会計とは、いわゆる無審査、逆選択が完全に認められておるのでございします。三十日とか、或いは六十日、九十日とかいう手形を保険に引取るといふ場合において、これを完全に逆選択の状態において、これを保険として見得るかどうか、又その件数がどの程度保険にかかつてゐるかによると思ひますけれども、相当の付保の成績が

挙つて来るものだと思いますと、今の準備において、直ちにこれに應ずることは不可能じやないかというふうな關係もございまして、差当り信用保証協会という一つの関門を通つて来る場合に限りまして、手形の割引を認めるといふことにいたしましたのでございします。

信用保証協会をつまひ活用して、今回の小口保険なりいろ／＼の運用をいたしておるといたしまして、金を借りる人の事業が二府県以上に亘るものはどうであらうかということもございします。これはその中小企業者の主たる事務所がどこにあるかということによりまして、利用すべき信用保証協会を區別することによつて運用して頂いて差支えないじやないかというふうに、現在のところ私どもは考えておるのでございします。

なお消費生活協同組合の關係についてお尋ねがあつたのでございします。これはいろ／＼それは見解もあらうかと存するのであります。特に小売商と消費生活協同組合との關係等につきましては、いろ／＼問題があらうかと思つてございします。併しこの点は、農業協同組合がいろ／＼な物資その他を購入いたしまして、組合員である農業者に分配をするということ、法律上全く同一の機能を営んでおると考えられるのでございまして、この中小企業金融公庫を作りましたときにおきましても、衆議院におきまして、かなり消費生活協同組合についての問題を論じられたのであります。確かに消費生活協同組合が、どういふふうな方向に今後進むかという方向の問題につきましては、余りにもこれが、広範囲といひますか、例えば組合員以外にも現実に

物を売つたりするといふような現象が無きにしもあらずと思ふのであります。が、さういふ妙に手を取られるといふことになりますれば、これは非常に都合が悪いと思ふのであります。監督官庁でございまして、厚生省の方面とは十分の連絡をとりまして、本来法に定めております趣旨に従う活動をやつて頂くように、厚生省側の指導を特に要請をいたしたいと私も思つては考へておるのでございまして、併し、この保険制度からこれを除外しておるといふことにつきましては、いささか半端過ぎる待遇ではないかと考へまして、とにかく信用保険を利用するならば利用し得る資格を与えて置くといふふうに考へまして、今回の改正に持つて行つたような次第でござい

ます。金融公庫の關係につきましては、店舗数と公庫の資金量との關係についての御質問があつたと思ふのでござい

まいます。これは現在の代理店の数が四百六ございまして、その代理店の中に

ございまして、これは現在の代理店の数が四百六ございまして、その代理店の中に

一店舗当り何万円といふふうな資金の運用には、現実問題として相成つてお

らんのではないかと考へておるのでござい

指摘になりましたような趣旨、つまり公庫の金を貸し得る業種を一々並べて

いる現在のやり方がよいのか、或いは多少抽象的と申しますか、例えば開

から、同課長にも御質問願ひます。

それから次の第三点は、二府県以上に跨つておる組合の連合会を主たる

合に、例えは神奈川県と東京都で組合の連合会ができた、その場合に主たる事務所は東京都にあるとすると、その東京都の指定法人に保険を付けるように申込んで行く、仮に受けられると、先々そこに保険事故が起きた場合には、神奈川県下の分に対しても東京都が負担の責に任ぜなければならぬ。そこに地方公共団体相互間において負担の問題が出て来ると思うのでありますが、これを如何に見るべきかという点を伺いたいです。

それからもう一点は理髪業、それからお話のクリーニング業等は、全くこれは追加するか、或いはそれを包括して認めるような行き方をしなけりやならんと思うのでありますが、旅館などが認められて一方おるようでありまして、それらと比べて、一体差別をするというところに私は非常に問題があると思うのであります。この点も包括的な行き方等によつてやられるように、婉曲に言われたようでもありますし、はつきりしないものでありますから、これも包括してやるならやる、或いは追加してやるならやる、どちらでもいいが、問題になつてゐるような業種は、この際大らかなる気持で受入れて行くというふうに、はつきり答弁せられれば、私もそれで了承するのであります。以上であります。

○政府委員(岡田秀男君) 第一点の小口の信用保険の限度でございしまするが、先ほども申し上げましたように、十万円にいたしました、これが私も期待いたしております通りに、円滑に運用されますならば、それによつてデータが出るわけでございますので、成

るべく短期間内にそのデータを眺めながら、二十万円に持つて行くように努力をいたしたい、私もいたしたい。ではさうな心持で十万円を御審議願つておるわけでございます。

順序は違ひますが、二府県に互るものについての再度の御質問でございしますが、私も各信用保証協会と交渉連絡をいたしまして、二府県以上に亘ります場合におきましては、主たる事務所があるところの信用保証協会がこの事務をとるということに話合ひをつけておりますので、さうに運用して頂きますで差支えない、こう考えます。

それから保険料の問題に関連いたしまして、信用保険の特別会計の内容についての御質問でございます。現在のところにおきまして特別会計の内容は、決して悪くございません。ただ保険が始まりましてからまだ三年たちましたに過ぎないのでございまして、現在の特別会計の運用といたしましては、収入のほうが多くて、支出いたすべき時期が来ていないものが非常にたくさんあるでございします。これをもう少し時間を稼ぎまして、保険料収入と保険金の支払との関係が統計上出て来る時期を待ちたい、かような趣旨で申上げたのでございまして、現在の特別会計の状況を数字で御説明いたすにつきます

では、資料を整へましてから御説明したほうが御便利かと思ひますので、そのときまでお待ち願ひせば、この次に持つて参りますでございしますから、そのときに御質疑を願ひたいと思ひますが、概括申しますれば現在の内容でございます。決して悪くございしません。理髪業とか、クリーニング業等の関

係でございますが、私もいたしたしましてもこれを少くともクリーニング業について放つて置くことはおかしいのではないかとこのことについては私も同感でございます。理髪業を国民金融公庫にお願いしておる趣旨は、国民金融公庫にお願いするので都合よく行くのじやないかというふうな考えからさうにいたしておるのでございまして、国民金融公庫にいたしたしましても、私も今御審議願つております中小企業金融公庫にいたしたしましても、等しく国家資金を出すのでございしますから、理髪業は国の資金の対象にならんとする趣旨で考へておるわけではございしません。いずれにいたしましてもこれらのものをここに取入れるという意味において、政令の追加の形で行くのがよろしいのか、或いは政令の書き方それ自体を多少ゆとりのあるふうなふうに包括的に書き直すのがよろしいのか、これらの点を目下検討しておるといふ段階でございします。

○豊田雅孝君 只今の理髪業或いはクリーニング業のことは御検討の結果、これはさつきの二十万円にするというのと同じですが、努力目標はやるというふうにあるのかどうか、その点をはつきりお聞かせを頂きたいと思ひます。

○武蔵常介君 それに関連して……。只今豊田委員さんから大分この問題で御質問がありました。先般愛知通産大臣に私が質問を申上げたところが、国民金融公庫は一般的に、まあ役所的な金融機関であるが、中小企業金融公庫のほうは全くそれと違つて中小企業者のために作つたのであるから、こ

れによると大体国民金融公庫よりも中小企業金融公庫のほうに額にしても将来大体多額な金融をする、こういうふうな御気分のお話を承りました。が、只今その結果は一方は二十万円であるし、一方は十万円であるということになります。その御趣旨と実際に現われたものが反対になつておる。こういうことであるとやはりこの中小企業者の金融のためには十分の目的を達することではできないのではないかと、こういうふうには私は考へるのであります。が、どうも官庁でなさる仕事はやはり各方面から種々の注文もありますので、だん／＼広汎になつて、今度は消費組合も入れるとか、その他種々なものを、だん／＼広汎になつて参ります。これは当然でありまして、参ります。これは長い間我々中小企業者が非常に待望して漸く生れたのですから、これを様子を見ると何かどうかということでは、やはり早速二十万円ぐらゐにして十分活用のできるようになつて早く、やはり信用、それから公庫のほうも、うまくできるやうに一つしたほうがいいのではないかと、こういうふうに私考へるのですが、如何でありましようか。

○政府委員(岡田秀男君) 中小企業金融公庫にクリーニング業、理髪業を附加するといふ方向へ努力するの、せよのかというお話でございしますが、先ほど申し上げましたように、理髪業につきましては国民金融公庫でやつて丁度よろしいのじやないかというふうな大蔵省と私もこのほうでは今までのところ相談して参つておるのであります。クリーニング業に關しましては、これはいずれのほうも扱いにくいよう

な感じになつております。それで私といたしましては丁度そのときクリーニング業の問題が起きたときに、これは今の書き方がいいのか、もう少しゆとりのあるような書き方がいいのかというところも考へましたので、クリーニング業を中心としたしまして書き方の問題を研究いたしておるのでございします。理髪業に關しましてはこれを中小企業金融公庫へ取るのがいいのか、悪いのかという点について、いさ少し大蔵省側と検討を加えて見る必要があるかと存じますが、要するに今の書き方で行くのがいいのか、もう少しゆとりのあるやうに書くのがいいのか、というの、主としてクリーニング業を対象として今研究いたしておるのでございします。理髪業につきましては今申しましたやうないきさつではございしますけれども、御趣旨もございしますので、大蔵省とその点についてはいさ少し打合せて見たいと存じます。

それから国民金融公庫が普通貸付において二十万円まで貸すということになつておるのに、信用保険の今度の小口のほうは十万円というのはおかしいから、むしろ考へずに二十万円にしたらどうかという御質疑だと存するのでございします。これは先ほど申しましたように、二十万円という線も一つの線として考へ得られるのでございします。私もいたしたしましても十万円、二十万円をい／＼議論をいたしたのでございします。先ずこの新しい制度を作りまして、特別会計の建前から、大きな運用損が出るということとは非常に警戒をせねば相成りませんので、十万円のベースにおきまし

て相当のまあ研究をいたしたのでござ
います。二十万円についてやると
いうことになりまると、更に又或る
種の作業を要します。施行が非常
に遅れることも考えられますので、
この際、経済情勢から見ても、この
種の制度は一日も早く施行する必要
があるというので、差当り大蔵省と
話のつきまじった線において十万円と
いうものを先ず取上げてやつて見る、そ
うして一方においてその成績を見なが
ら二十万円というものも研究いたしま
して、確信の得次第、最も短い期間にお
いて確信の得次第、二十万円まで持
て行きたい、かような考え方でもあ
らうと、御提案申上げておる
わけでございます。心持といたしま
しては用意のでき次第二十万円まで持
つて行きたいという気持を私も持つ
ておるということ、先ほど来から申
上げておるのでございます。差当りと
いたしましては十万円ということ、御
辛抱願いたいと存するのであります。

○武藤常介君 只今のお話で大体了解
いたしました。只今この中小企業者
に対する十万円という金額の単位が、
昔ならいざ知らず、今日じや十万円じ
や何とも中小企業者も利用しても大変
効果的でない。余り小さい金を貸すこ
うと、どつちつかずであつて結局
利用されない。こういうことになりま
すので、どうせやるならば徹底してや
はり二十万円ぐらいは最低保証は保証し
たほうがよからうと、こういうふう
に考えるのですが、希望を申上げてお
きます。

○政府委員(岡田秀男君) 先ほど豊田
委員の御質問の際に申し上げたので
ございますが、差当りデータの私
も利用し得るものとしたしまして、東
京信用保証協会の資料を調べて見たの
でございまして、この保証件数の四
中で、十万円未満のものが総件数の四
割を占めておるといふわけでございま
す。この零細な金を必要とするどつち
かと言へば小規模の企業者というもの
が案外多いんだということを考えま
すと、この十万円というものもあなが
ち経済的に無意味なものだということ
には相成らんのではないかと考えてお
るのでございまして、二十万円に速かに
せよという御趣旨につきましては、今
後とも懸命の努力をいたすといつたし
ても、十万円というものもかなりの
効果を持つておるものだということは
私は否定し得ないのじやないかと考
えておる次第であります。

○海野三朗君 その際返済方法はど
ういうことになつておりましたか。そ
れをお伺いいたしたい。

○政府委員(岡田秀男君) 只今御審議
を願つておられますものは、保険に付
ける場合の問題でございまして、貸借
関係は金融機関と中小企業者、金融機
関と申しましてこの中小企業信用保
険の特約会計と契約を結んだ金融機関
でなければならぬのでございまして、
その金融機関と小規模の中小企業
者との間において貸借関係がきまるわ
けでございまして、その貸借関係はも
とより金融機関によつても、又中小企
業者によつてもいろいろとその条件は
違ふと思つております。これは短期
でありまして、長期でありまして
も、或いは返済の方法が日掛によりま
しうと月賦でありまじうと、その
辺のところは無関係でございまして、
我々のほうといたしましては信用保証

協会が金融機関と中小企業者との貸借
関係を保証したその保証協会の保証債
務を信用保証で一種の再保険にとる。
そのとり方を十万円未満について従来
の他のものよりも優遇しようという法
案を御審議願つておるわけでございま
して、十万円の金銭貸借関係の内容、
返済方法はどうかであるかということ
は関係がないのでございまして。

○海野三朗君 中小企業金融公庫のほ
うの利息というものが、案外高いよう
に私は聞いておるんでありますが、そ
の利息についてはどういふふうにお考
えになつていらつしやるんですか。

○政府委員(岡田秀男君) 中小企業金
融公庫の利息は最終金利が年一割で
ございまして、この金利はいわゆる大企業
に金を借しておられますところの日本開
発銀行の基準金利と同一でございま
して、いわゆる普通の市中銀行がこの公
庫と同じような意味において長期の貸
付をいたしますと、一番安いのが一
割二分くらい、或いはそれからまあ高
くなれば一割三分とか一割五分とかい
ろいろございまして、普通銀行で
一番安いのが一割二分でございま
す。従いまして公庫の年利一割とい
うものは現行の金利体系から申しま
すれば比較的中小企業者に有利である
と申します。金融機関といたしまして
は一件当りの貸出金額が比較的少い中
小企業金融といふものは、手数がか
かるといふ意味において大体大口金融
よりも金利の高いのが通例なのでござ
います。然るに中小企業金融公庫にお
きましては一口の金額の如何にかかわ
りませず最終金利を一割といたしてお
るのでございまして。

○海野三朗君 年一割というのは少し
高いじやありませんか。市中の銀行で
はもう少し安く借りられるのじやあり
ませんか。どうもその点についてい
ろいろ評判を聞くのでありますが、ち
よつと金利が高い。もう少し安くなら
ないものかということ、私は再三耳に
するのでありますが、殖産とかいう
ところから借り出すのと比べて金融
公庫のほうから出るやつは一割とい
うのはちよつと高いというように考
えておるのではありませんか、市中のほうも
調へになつていらつしやるんですか。

○政府委員(岡田秀男君) 先ほど御説
明が足らなかつたと存じますが、金
利にはこれはいろいろございまして、
今の御質問から申しますと、私は市中
銀行が短期の資金を貸出して、公庫の
の利息と比べて、公庫の
金の金利が高いというふうにお聞きに
なつておるのじやないかと思つて
ございまして。この中小企業金融公庫は
一年より短い金を貸出してございま
す。一年以上の金を貸出しておるの
でございまして。一年以上の長い金を貸
す場合は、一年以上の長い金を貸す
場合におきましては市中銀行の貸出金
利は一割二分より安いのはないのであ
ります。短期の金——手形の割引で
ございまして、手形の割引でござ
いますとか、その他の手形貸付でありま
すとか、短い金でございましてそれ
は日歩二銭四、五厘とかいふと安
い金利もございまして。併し一年以上に
亘ります金につきましては市中金利と
して一割二分より安い金利はございま
せん。

○豊田雅孝君 関連質問だと結構なん
ですが、もう私ののは済みま
すか……。

○理事(松平勇雄君) まだあるんです
か。

○豊田雅孝君 ええ、さつきの締めく
くりをつけました。先ほど長官から
業種指定の問題が答弁せられたのであ
りますが、この問題については私は国民
金融公庫へ行く業種はいろいろのもの、
中小企業金融公庫へ行くものはこうい
うものというふうな業種別に金融機関
を違えて行くという行き方は、実情に
合はぬと思つて、金額が二十万円
までのものなら国民金融公庫へ行く
とか、或いはそれを超えるものなら中
小企業金融公庫へ行くとかいうこと
これはまあわかりませんが、こ
ういふ業種別のは国民金融公庫へ行
かなければいかん、こういうものは中
小企業金融公庫へ行かなければなら
ないということになると、さなきだに中
小企業者なるものはなか／＼実情から
いって金融機関を選ぶというのとは非
常に困難なんです。これを又細かいク
リーニング業はどうか行くと、理容
業はどうか行くと、かようなことを
するといふことは、私は全く中小企
業の実情に合はぬと思つて、又国民金
融公庫へ入れるような業種のものでも中
小企業金融公庫で貸付対象になつて
いるものが幾らでもあるので、むしろそ
のほうが多いので、ですから特定の
業種だけについてこれはどうして国民
金融公庫でなければいかんというよ
うな考え方をすることを私は徹底的に
批判したいと思つております。その点に
ついて基本的な考えを直してもらつて、
相当金額の要する業種は、少く
とも国民金融公庫だけでなく、中小企
業金融公庫へも行けるというように
是非やられることが必要なんだと思
うのでございまして。

でありまして、この点御意見を聞きたいのであります。

それからもう一点は、保険料の特別会計の収支はいずれあとで出されるといふことではありますからその際でもいいのであります。この際私は併せて言っておきたいのであります。中小企業対策というものを政府が非常にやかましく言われるのにかかわらず、その信用保険の特別会計でいつも黒字を必ず出さなければいけません、端的に言えば、儲けて行かなければいけません。これは政府が国民全体に果して言つていいのかどうか、そういうような考え方は非常に問題がある。社会政策なり或いは社会保障なり中小企業対策というものは一層このデフレ政策推進の際に特別の例外措置として熱を入れてやらなければいけません。それでなければデフレ政策それ自体がとんでもない方向に向いて、これはむしろ角を矯めて牛を殺すようなことになり、国民経済全体が大変なことになるかといふ際なんでありまして、私は保険のこの特別会計に必ず黒字を出さなければいけません。これは一掃してもいいかといふこと。これは私は内閣自身やられることだと思つてあります。その点についても御意見を伺つておきたいと思つてあります。

それからもう一点は今の問題に関連しますが、もう中小企業の苦難は今に始まつたことではないのであります。今非常な段階でありまして、中小企業はこれは倒産続出するという状況であります。これはやがて大企業へはね返つて行くのでありますから、必ず大企業も私は一つの相当なことになる

といふことは、もう政府は挙げて覚悟しなければいけません。少くとも不当なしわ寄せの行く中小企業に対して徹底的にやる、資金もこの際出しに行く、そして折角中小企業金融公庫に出ているような資金は、弾力性のある運用をして、そして重点的な使用をさせるということで、資金効率は是非挙げて行かなければいけません。うふうふに思つてあります。この点三点について特に御意見を伺いたい。

○政府委員(岡田秀男君) 理髪業に關する御意見につきましては私も同感でございます。その趣旨においてとく

それから第二点の保険特別会計の問題でございますが、私も同感でございます。特別会計が絶えず儲かるという思想を持つてはおらんのでございまして、損をせねばいい、赤字を出したくないといふことを申し上げておるのであります。現に特別会計といつたしましては二十億の基金を持つておりまして、この運用によりまして年九千万円の利息収入が現に上つておるわけでありまして、これらはその限度において保険特別会計が或る意味においては赤字を出してもいいだけの用意をしておるとも言ひ得るのでございます。従いまして決して我々としても特別会計が儲けようと考えておるものではございません。やはり保険という制度であります。その上で、その保険料収入と、保険金支出というものが大体のバランスがとれ、まあ最後の場合におきまして二十億の基金の運用で穴が埋め得るのだといふ程度のはつきりした見通しがつかないといふと、保険料の引下げがいたしにく

い状態にあるといふ意味のことを申し上げておるのでございまして、保険料を下げるということの必要につきまして私も何ら異存はございません。むしろその方向へ一日も早く到達したいと考えてございまして、日夜苦慮いたしておるような状況でございます。その特別会計の具体的な状況につきましては別途資料によつて御説明をさせていただきますのであります。

それから第三点といつたしまして今後の経済情勢の動き方から見ても、中小企業が非常に辛い状態に現になつておる。今後大いに辛い状態が強くなつて来るであろう、それはやがては大企業にもはね返る問題でもあるからして、この際中小企業に大いに金を出して弾力性のあるやり方をやるべきであらうといふ点でございます。私も同感でございます。基本的な考え方といつたしましては、先般の委員会において私どもの大臣がいろいろと御説明申し上げました通り、最近の日本経済が、どちらかと言ひますれば非常に物価高、或いは信用の膨脹、輸出の不振に輸入の極端なる増嵩といふふうな非常な不健全な要素が重なり合つて、その結論が外貨の非常なる減少といふところに現われて来ておる。従いましてこれを健全なる姿に建直して輸出が伸び、また基礎を一日も早く作らなければならぬ。その手段といたしまして財政の膨脹を避け、信用の収縮を図つて行く、その他まあいろいろと対策を総合的にやりまして上において究極の目標を達して行くのであるといふことを述べられた点でございますが、この基本の線においては中小企業と申ししてもや

はり願ひいたしました。この日本経済が一日も早く健全な姿になるように協力すべきものであらうといふことについては私はさう考へておるのでございまして。ただ併し中小企業が他の大企業等と比べて経済変動に対する抵抗力が非常に弱い、その他いろいろの弱点のあります関係上、経済の引締めに対しまして一番先に応えるところになつておる。従いましてこの大きな目標は結構でありますけれども、その目標に到達する道において、これらの中小企業が多大の損害を受けて行くといふことになりまして、これは

国全体を健全化するといふ目標のために国の経済が壊れるといふことになるわけでありまして、この関係において中小企業に或る程度の特別の操作をする、又大企業からの関係において不当のしわ寄せを受けないような配慮を加える、かようなことは必要だろふと思ひますけれども、基本ラインにおいては私はやはり中小企業も協力すべきものであらうと考へるのであります。さういふ筋合におきまして、今度の予算が一般的に非常な圧縮を受けているにかかわらず、まあ中小企業関係の予算は考へるによつては、不十分であるといふことは申し得るかと思ひますけれども、かなりの配慮を加えて組んだといふことになつておるのでございまして、今後とも情勢に依りましていろいろと考へては参らなければならぬと思ひますが、基本ラインを頭に描きながら、同時に中小業者の実情に合いますような操作を、両公庫の金なりその他中小企業専門金融機関、或いは協同組合に対する補助関係でありますとか、或いは又企業診断の

関係であるとか、協同組合の関係等におきまして、我々といつたしましては努力をして参りたい、かように考へるのでございまして。私も同感でございます。御指摘頂きました線においてはお同様の考へを持つておると思つてございまして、その線に沿つて今後とも努力して参りたいと考へます。

○海野三朗君 少し方面がずれていますが、先ほど金利の問題であります。この金利は非常に財界の根本でありまして、金利を高くするといふことはつまりインフレが増長するといふ一要素になつておると思つてあります。地方中小商工業者の話を私は大分耳に入れているのであります。金利をもう少し政府が安くしなければいけない、やないか、そうしてもつと中小商工業を救わなければならぬのじやないかと私は思つてあります。金利はこれ先ほど長官は決して高くないと言われましたけれども、世界開港銀行ですか、あれなんかは年五分で融通してゐる。この金利の基準のおき方、そういうことについては私は今日のあり方は決して正しくないと思つてゐる。もう少し研究しなければならぬのじやないか、こう思つてゐるわけでありまして、この金利は、大蔵省で定めるのでございまして、又日本銀行の一万田總裁が定めるのです、一体どういふところからこれは割出して来ているのであります。これを、それを伺ひたい。

○政府委員(岡田秀男君) この金利がどこで定められるか、どういふようになるかといふ点につきましては、私の記憶によりまして、先般の当委員会におきまして、河野銀行局長がかなり

詳細に御説明を申上げたと思うのでございませう。あのときに申しましたように、金利は大蔵省なり、日本銀行なり、それらのところで、日本銀行それ自体の割引歩合というふうなものがきまっています。又一方において資金の需要供給というふうな作用もあるし、というふうなことから非常に詳細に、大蔵省銀行局の所管でございませうから、非常に詳細に御説明があつたと思うのでございませう。少くもあれ以上の説明を私はここで申上げる力もございませうので御勘弁を願いたいと思ひます。

○海野三朗君 この前銀行局長から幾々説明も伺ひましたが、結局まあ相談づくで済めたのだという結論を私は聞いているのですが、何ら根拠がない。ただ需要と供給の関係とか、そんなこととただ眺め合せて、学識経験者の話を聞いてとか、実にぼんやりした観念であつて不得要領でありました。それは今日も私はよく覚えております。あの説明は、幾々数千万言を尽すといえども一つも私はピンと来ていない。この金利というものはつまり日本の現在のこの状態、経済状態から考えますといふと、一番根本をなしておると私は思ふのでありますが、併しまあ企業庁長官といひましたはそういうものでないといふふうにお考えになつておるのかどうか、端的にそれをお伺ひいたしたい、こう思つたのであります。この前銀行局長から幾々説明を聞いたけれども、結局出まかせでわからないんだ、そういう結論であります。如何なる主義があるのか、これでなければならぬんだというところの根本のはつきりした原則がない。ただ需要供給

の關係であるとか、或いは学識経験者、それから日本銀行總裁、みんな寄つてきめるんだとか何だとか言つていけるけれども、或いはこの造船の利子の問題にしてもそうであるし、そういうところが甚だぐらつておるやうに私どもは考えるものであつて、この金利はもう少しはつきりした、研究した立場から来なければならぬんじゃないやないかと、こう思ふのでありますが、併しその点については古池政務次官や長官たちは如何にお考えになつておるのでありませうか、ちよつと端的に御所見を承りたい。

○政府委員(古池信三君) この金利の問題は私、詳しく検討しますならば立派なこれは博士論文になる問題だらうと思ふのであります。従つて私もまだ未熟でありますから、深い研究をいたしましたことではないのでありますけれども、併し大体の見当といひましたはやはり根本は資金の需要供給の關係であらうと思ふのであります。従つて戦後特に日本は資金は欠乏し、これに反して需要の面が非常に旺盛である。その關係からおのづから金利は高くなつて来る、これが若し逆に資本の蓄積が盛んになつて資金はあり余るほどある、又これに対して資金の需要はそれほど盛んでないといふことになれば、おのづから金利は下るべき運命であらう、かように思ふのであります。それで日本の産業の面から言いますと、確かに現在の金利は世界の水準から言つても高いように思ひます。これは漸次切下げられるといふことが産業の発展、特に輸出関係の影響等から見まして必要な問題でなからうかと思ひますのでありますが、併しながら今申しまし

たような基本的な基礎条件が最も必要なんでありまして、単に人工的にこれを引下げるといふようなことは、これは言ひやすくして實際でない問題であらうと存じております。

○海野三朗君 いわゆる日本の製鉄業とか、或いは造船業にしましてもそうですが、或いは他の方面の会社の話を聞いてもそうですが、金利が高いために資本の蓄積ができない。儲ければ儲けただけ税金に持つて行かれるし、金利が高いから、それで資本の蓄積が一つもできていない日本の工業の現状です。皆ちよつと一押しすればもうがたがた潰れて行きそうなの今日の中工業、大工業は少くともそういう状態にあるのであります。政府当局としてもそういう点はこの金利はこのままでいいとお考えになつておるか、又それに対していろいろお話でもあるのでございませうか、ありませうか、それもちよつと伺ひたい。

○政府委員(古池信三君) 具体的に金利引下げの問題についての打合せは私承知いたしておりますが、只今御指摘のやうに金利が高いといふことは事業の運営の面において非常に大きな支障になつておるといふことはその通りであらうと存じます。併しこれは結局やはり期が先か鳥が先かという議論になつて参りまして、金利が高いから資本の蓄積も困難である、又これは半面資本の蓄積が十分でないから金利が高いといふことになるのであります。そこで根本的な方策としてこれはなか／＼口では言ひましても容易ならんことではあります、この際できるだけ外国から資金を借入れる、而も安い金利で以て借入れて、これを有効に国内で消化して行くという方法が十分と

られるならば、これは今日の日本の現状として最も好ましい方法ではないかといふふうに考えております。

○理事(松平勇雄君) 本日はこの程度にて打切りたいと思ひますが、如何ですか。

○賛成と呼ぶ者あり

○理事(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。

次回は明後十一日午前十時より輸出保険法改正案に關して委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

三月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

六十六條第六項本文に、「第二百四十四條」を「第二百四十三條（株主總會の延期又は執行の決議）、第二百四十四條」に、「商法第二百四十七條第一項」を「商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商品取引所法第十二條第五項において準用する同法第六十六條第六項本文」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三條を次のように改める。
(許可の申請)
第十三條 発起人は、創立總會終了後、遅滞なく、第八條の二の許可の申請書に左に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 上場商品
- 四 商品市場を開設する地
- 五 役員の名
- 六 会員の氏名又は商号（名称を含む。以下同じ。）及び会員が商品市場において売買取引する商品

2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條の見出し中「登録の拒否」を「許可の基準」に改め、同条第一項を次のように改める。

主務大臣は、第十三條の規定による許可の申請が左の各号に適合

しているとき認めるときは、許可をしなければならない。

一定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に違反せず、且つ、定款、業務規程又は受託契約準則に規定する売買取引の方法又は管理、会員の資格、商品市場を開設する地、会員又は商品仲買人の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度その他の事項が適当であつて、商品市場における売買取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

二 当該取引所の設立される地方における当該上場商品の取引の状況、当該商品を上場商品とする取引所の分布の状況その他当該商品に係る経済の状況に照らし、当該取引所を設立することが必要且つ適当であること。

三 当該申請に係る取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

第十五條第二項中「前項の規定により登録を拒否しようとするとき」を「第十三條の規定による許可の申請が前項各号に適合していないと認めるとき」に、「登録申請者」を「申請をした者に改め、同条第三項中「行わないで登録を拒否することができない」を「行うことを要しない」に改め、同条第七項を次のように改める。

同条第七項を次のように改める。

主務大臣は、第八條の二の許可を拒否する場合においては、その理由を示さなければならない。

第十六條の見出しを「成立の時期及び届出」に改め、同条に次の一項を加える。

2 取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

第十七條中「第十四條第一項の登録」を「第八條の二の許可」に改める。

「第三章 登録の変更、取消及びまつ消」を削る。

第十九條の見出しを「役員又は会員の氏名等の変更」に改め、同条第一項中「第十三條第一項第一号、第二号、第五号」を「第十三條第一項第五号」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第二十條を次のように改める。
(定款の変更)
第二十條 取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添附して、主務大臣に提出しなければならない。

第三 第十五條第一項及び第七項の規定は、第一項の認可について準用する。

第二十一條の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条第一項中「取引所の登録を取り消す場合」を「取引所の設立の許可を取り消す場合」に、「取引所の登録を取り消し、又は登録に係る事項の一部の変更を命ずること」を「当該各号に掲げる処分をすること」に改め、同条第一号中「三月以内に上場商品」を「三月以内に当該上場商品」に、「停止したとき」を「停止したときは、設立の許可若しくは定款の変更の認可を取り消し、又は定款の変更を命ずること」に改め、同条第二号中「第十三條第一項の登録申請書、第十九條第一項の変更届出書若しくは前条第一項の登録変更申請書」を「第八條の二の許可、第二十條第一項の認可若しくは前条第一項の認可の申請書に、「発見したとき」を「発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款

若しくは業務規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずること」に改め、同条第二項中「登録の取消」を「処分」に改め、後段を削る。

第二十一條の次に次のように加える。

第三章 削除

第二十二條を次のように改める。

第二十三條 第一項中「(証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。）」を削る。

第二十四條第一項中「会員となること」を「会員たること」に改め、同条第二号中「(第百十一條及び第百十八條を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「第五十二條第一項第二号」を「第五十二條第一項」に改める。

第二十五條第二項を次のように改める。

2 取引所は、前項の規定により会員の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において売買取引する会員の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができ。

第二十五條第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5 第三項の場合において、会員の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による

若しくは業務規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずること」に改め、同条第二項中「登録の取消」を「処分」に改め、後段を削る。

第二十一條の次に次のように加える。

第三章 削除

第二十二條を次のように改める。

第二十三條 第一項中「(証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。）」を削る。

第二十四條第一項中「会員となること」を「会員たること」に改め、同条第二号中「(第百十一條及び第百十八條を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「第五十二條第一項第二号」を「第五十二條第一項」に改める。

第二十五條第二項を次のように改める。

2 取引所は、前項の規定により会員の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において売買取引する会員の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができ。

第二十五條第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5 第三項の場合において、会員の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による

最低額以上とならなかつたときは、取引所は、遅滞なく、当該会
員を除名しなければならない。
第二十五条中第七項を第六項と
し、第八項を第七項とする。

第二十五条の二「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第二十六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(議決権及び選挙権)

第二十六条の二 会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 会員は、第六十六条第六項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合において、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならぬ。

第二十七条第二項中「前条第六項」を「第二十六条第五項」に改める。

第三十条第一項中「又は合併に因り解散し」を削り、「若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人」を「又は受遺者」に改め、同条第二項中「加入

につき、」を「定款で定める期間内に加入につき」に改め、同条第三項中「又は解散」を削る。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(売買取引に係る権利義務の承継)

第三十一条の二 第三十条第一項又は第二項の規定により会員の持分及びその持分についての権利義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務を承継する。

(会員たる地位の承継)
第三十一条の三 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

第三十二条第一項中「六十日」を「三十日」に改める。

第三十四条第一項中「第二十五条第六項」を「第二十五条第五項」に、「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

第三十五条第一項但書「六十日」を「三十日」に改める。

第三十七条第一項中「いないときは、」の下に「第三十条第一項若しくは第二項又は第三十一条の三の規定により承継する者がある場合を除き、」を加え、「一般承継人」を「決済が終了していない売買取引に係る権利義務を承継した者(以下「承継人」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「一般承継人」を「承継人」に改め、同条第四項を削る。

第三十八条第三項中「又は証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受

けて指定するもの」及び「並に特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券」に改める。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 取引所は、前項の規定により商品仲買人の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において売買取引する商品仲買人の純資産額の最低額が他の商品仲買人の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができ、

第四十二条第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5 第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならぬ。

第四十二条第七項を削り、同条第八項中「若しくは第五項」を削り、「第六項」を「又は前項」に改め、「又は前項の規定により登録事項をまつ消したとき」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項を次のように改める。

7 第十五条第二項から第六項までの規定は、第三項又は第五項の規

定による受託の停止又は登録の取消について、第二十五条第七項の規定は、第一項の純資産額の計算について準用する。

第四十二条の二「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第四十三条を次のように改める。

(商品仲買人の特権)
第四十三条 商品市場における売買取引については、当該商品市場において売買取引する商品仲買人である旨の登録を受けている者でなければ、その委託を受けてはならない。

第四十四条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の登録申請書には、主務省令で定める書類を添附しなければならぬ。

第四十八条第一項第一号を次のように改める。

一 当該商品市場において売買取引することができない会員でないとき。

第四十八条第一項第二号中「第四十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第四号中「第四十四条第三項各号に掲げる書類」を「第四十四条第三項の規定により添附する書類」に改め、同条第二項後段を削る。

第四十九条第二項を次のように改め、同条第四項後段を削る。

2 前項の変更届出書であつて、第四十四条第一項第一号、第五号又は第六号に係るものには、その変更を証する書面及びその変更の届

出が新たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第五十一条第一項中「第四十二条第五項及び」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第四十八条第一項第二号に該当するに至つたとき、又は登録当時同号に該当していたことが判明したとき。

第五十二条第一項中「第四十二条第六項」を「第四十二条第五項」に、「左の各号の一に該当するとき」を「不正の手段により商品仲買人の登録を受けていたとき」に改め、同項各号を削り、同条第三項後段を削る。

第五十三条第一項第一号中「第四十二条第六項」を「第四十二条第五項」に改め、同条第三項後段を削る。

第五十三条の次に次の二条を加える。

(売買取引の決済の結了)
第五十三条の二 第三十七条の規定は、商品仲買人が左の各号の一に該当するに至つた場合において、その商品仲買人がその受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了していないときに準用する。

一 取引所を脱退したとき(第三十

一 取引所を脱退したとき(第三十

一 取引所を脱退したとき(第三十

一 取引所を脱退したとき(第三十

一 取引所を脱退したとき(第三十

一 取引所を脱退したとき(第三十

第二項第二号の規定による登録のまつ消を受けたとき。

四 委託を受けて商品市場において売買取引する商品の一部について受託業務を廃止して、第四十九条第四項において準用する第四十五条第一項の規定による変更の登録を受けたとき。

2 前項において準用する第三十七条第一項の規定により取引所が本人の承認人又は他の会員をして当該売買取引の決済を結了させるときは、当該承認人又は当該会員と当該売買取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(持分の承継と売買取引の決済の結了)

第五十三条の三 第三十条第一項又は第二項の規定により商品仲買人たる会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務の承継があつた場合において、その商品仲買人がその受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了していないときは、その承継をした者(当該商品市場における売買取引の委託を受けることができる商品仲買人たる者を除く)は、当該売買取引の決済を結了する目的の範囲内において、商品仲買人とみなす。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十六条の二第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第五項」に改める。

第五十八条第一項中「(設立当時の役員を除く。)」を削り、同項に次の但書を加え、同条第二項を削る。
但し、設立当時の役員は、創立総会において、会員にならうとする者が選挙する。
第六十一条に次の一項を加える。
第六十六条第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。
第六十七條第三号中「(第二十五条第六項の規定による会員の除名及び第二百二十二条の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。)」を削る。
第六十八条第一項第三号中「(第二十五条第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二条の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。)」を削り、同条第二項を削る。
第七十条を次のように改める。
第七十條 削除
第七十一条中「第二百四十四条」を「第二百四十三條(株主總會の延期又は続行の決議、第二百四十四條)」に、「この場合において、商法」を「この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商品取引所法第六十六条第六項」と、同法」に、「第六十八條第一項」を「第六十八條」に改める。
第七十七條中「第十四條第一項の規定により」を削り、「商品」を「商品」を「商品」の登録がしてあるもの」を「商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三條第一項の政令で定めるものを含む)」の売買等を業として営んでゐるもの」に改める。

第七十八條第二項を次のように改める。

2 取引所は、第二十条の二第一項の政令で定める事項以外の事項について業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
第七十九條第二項中「当該商品市場における上場商品」を「当該取引所の開設する商品市場における売買取引の決済のため受渡の目的物とすることが出来る商品」に改める。
第八十七條の見出し中「取引停止」を「取引等の停止」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五十三條の二の規定は、商品仲買人の商品市場における売買取引の受託がこの法律又は取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。
第八十八條中「何人も、」の下に「商品市場における売買取引に関し、」を加える。

第九十二條中「担保に供し、貸し付け、その他委託の趣旨に反して」を「委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他」に改める。
第九十三條を次のように改める。
(委託の媒介等の制限)
第九十三條 商品仲買人でなければ、業として、商品市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理をしてはならない。

第九十七條第一項中「商品仲買人は、」の下に「受託契約準則の定めるところにより、」を加え、「受託をするときは」を「受託について」に改める。

第九十八條第一項第四号中「取引所の登録」を「設立の許可」に改める。

第九十九條中「登録の変更」を「定款の変更の認可」に改める。
第一百條第二項を削る。
第一百一條第一項中「(合名会社の清算関係)」を「(合名会社、合名株式会社の清算関係)」に改め、「(株式会社の清算関係)」の下に「並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三十六條、第三十七條ノ七条から第三十八條まで及び第三十八條ノ三(法人の清算の監督)」を加え、同条第二項中「第六十八條第一項」を「第六十八條」に改める。
第一百二條第一項中「第十四條第二項の規定による主務大臣の通知」を「第八條の二の許可」に改める。
第一百五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百十條第二項中「第十四條第一項の規定により取引所が商品取引所登録簿に登録されたことを証する書面及び」を削る。
第一百二條第三項を削る。
第一百三條第三項中「登録」を「設立の許可」に改める。
第一百五條の次に次の一條を加える。

(登記期間の計算)
第一百五條の二 登記すべき事項であつて、主務大臣の許可又は認可を要するものは、その許可書又は認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

第一百八條中「(明治三十一年法律第十四号)及び第五十條まで、第五百十條ノ三から」を削る。
第一百二一條第一項第一号中「第二十五條第一項、第三十八條第四項(第四十七條第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基く政令(以下本章において「この法律に基く政令」といふ。)、第二十五條第八項、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下本章において「この法律に基く省令」といふ。))若しくは第九十九條、第一百二十條第一項若しくは第一百二十一條第一項第二号若しくは第一百二十四條の規定による主務大臣の処分(以下本章において「この法律に基いてする主務大臣の処分」といふ。))を「この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の処分若しくは定款」に、「登録」を「設立の許可」に改め、同項第二号中「業務の全部」の下に「若しくは一部」を加える。
第一百二十五條後段を削る。
第一百四十六條中「第十九條第三項、」を削り、「第四十二條第九項」を「第四十二條第七項」に改める。
第一百四十七條を次のように改める。

第一百四十七條 削除
第一百四十九條から第一百五十一條までを次のように改める。

第一百四十七條 削除
第一百四十九條から第一百五十一條までを次のように改める。

第四百九条から第五百一一条まで
削除

第五百二条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五百三條中「第二十條第一項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した」を「第七條第二項又は第三項の規定に違反した」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第五百四條第三項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五百五條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第九十條」及び「による制限」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第九十條の規定による制限に違反した者

第五百六條中「三万円」を「十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第二十條の二第一項、第七十條第一項又は第七十四條の規定に違反したとき。

二 第二十一條第一項、第二百二十四條の規定による処分を違反したとき。

第五百七條及び第五百八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第五百九條中「一万五千元」を「五万円」に改める。

第六十條中「一万五千元」を「五万円」に改め、同条第二号中「第二十條第二項の規定による」を「第二十條第二項又は第二十條の二第二項の規定による申請書又は」に改め、同条第三号を削る。

第六十一條中「一万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「第六條第二項、」の下に「第三十八條第二項、」を加え、「第九十一條第一項、第九十六條第一項又は第九十七條第一項」を「又は第九十一條第一項」に改める。

第六十二條中「一万円」を「三万円」に改める。

第六十三條但書を削る。

第六十四條中「五千元」を「二万円」に改める。

第六十五條中「五千元」を「一万円」に改め、同条第一号中「第二十五條第三項から第五項まで」を「第二十五條第三項又は第四項」に改め、同条を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十六條第二項の規定による届出をしなかつたとき。

第六十六條中「三千元」を「五千元」に改め、同条第一号及び第二号中「第十九條第三項、」を削り、「第四十二條第九項」を「第四十二條第七項」に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九條第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八條の二の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第十七号の二中「商品取引所」の下に「につき許可又は認可を与え、」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十七号中「商品取引所」の下に「につき許可又は認可を与え、」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

三月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、特別損害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月二十五日）

三月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、アルミニウム産業危機打開に關する請願（第一四八二号）

一、電気料金引上げ反対に關する請願（第一五四七号）

一、水火力調整金制度に關する請願（第一五九四号）

一、中小企業の育成強化に關する陳情（第四〇六号）（第四二九号）

一、電気料金引上げ反対に關する陳情（第四二〇号）（第四三三三号）（第四四三三三号）

一、電気料金改訂に關する陳情（第四二二二号）（第四三三三三号）

一、かんがい排水用電気料金に關する陳情（第四二二二号）

第一四八二号 昭和二十九年二月十八日受理

アルミニウム産業危機打開に關する請願

請願者 大阪市東淀川区宮原町四七二日本アルミ労働組合内 宮崎米一

紹介議員 龜田 得治君

わが国のアルミニウム産業が崩壊寸前にあることは、産業界にとつて、またことに重大事であるから、この危機打開と輸出振興のために、政府においては、（一）アルミ産業を輸出産業として取り上げ、輸出増進に必要な措置をとること、（二）ボーキサイト輸入価格、船舶事情の合理化の対外交渉並びに国内の電力料金の均等化を図ること、（三）三社協定価格を自由価格制とすること、（四）当面の市場確保、拡大措置として、最少限年間二万トンの地金スクラップを輸入すること、（五）永年の不遇によつて老朽、陳腐化したつとある設備に對し改善資金を貸し出すこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五四七号 昭和二十九年二月二十日受理

電気料金引上げ反対に關する請願

請願者 横浜市南区清水ヶ丘三

四 碓井悦子

紹介議員 曾根 益君 三木 治朗君

電力事業は公益事業であり、電源開発も國策問題として実施されている現在において、原価の値上りはできるだけ企業の合理化への努力と、それに対する政府の援助によつて吸収すべきであり、コストの値上りを、料金の値上げによつてカバーすることは、一般家庭経済の負担を増加するものであるから、電気料金値上げには反対であると

の請願。

第一五九四号 昭和二十九年二月二十四日受理

水火力調整金制度に關する請願

請願者 岡山県御津郡一宮村 蜂谷初四郎

紹介議員 加藤 武徳君

現行の水火力調整金制度は、各会社間の自主的協定によつて定められているため、運営の面において不合理な点が生じ、年とともに調整金額は減少し、本制度設定当初の趣旨が発揮されていない現状であるから、今後は運営の主体を政府に移管し、政府自ら均衡のある水力賦課と適切な火力補助金を決定交付するとともに、低金利国家資本による電源開発が実現し根本的に電力料金地域差が縮小するまで調整制度を存続する等の規定を、近く制定予定の電気事業法中に明記せられたいとの請願。

第四〇六号 昭和二十九年二月十九日受理

中小企業の育成強化に關する陳情

陳情者 三重県津市中町通り協同組合津市専門店会理事 長 橋田幸治

政府の財政緊縮の一般方針は、緊縮のしわざを、中小企業に集中するものであつて、このことは日銀の貸出し引き締め政策とともに中小企業の上に徹底的な打撃を与えているものであるから、政府は極端な大企業体位の政策を是正し、強力な中小企業対策を早急に確立するとともに、（一）中小企業専門金融機関に對する指定預金の引き揚げを延期し、預託の増額を実行すること、（二）少くとも中小企業金融公庫に二百億円、国民金融公庫に百五十億円の財政資金の投入を行うこと、（三）中小企

業庁の拡充強化を図ること、(四)中小企業協同組合中央会の法制化と助成の実現を図ること等を実現せられたいとの陳情。

第四二〇号 昭和二十九年二月二十一日受理
電気料金引上げ反対に関する陳情(二通)

陳情者 山口県議會議長 二木謙吾 外一名

去る昭和二十七年五月十一日の電気料金改訂によつて、中国地区は他地区に比して二倍から三倍の地域差を生じ、大企業ばかりでなく中小企業においても非常に不利な立場に追い込まれてゐる。この時に当り、いまだ生産原価に重大なる影響を与える電気料金の値上げが行われると業界は危機に陥るから、今回の電気料金値上げには絶対反対であるとの陳情。

第四二二号 昭和二十九年二月二十一日受理

電気料金改訂に関する陳情
陳情者 大阪府西区土佐堀通一社 団法人大阪工業会理事 長 吉野孝一

一般物価の引き下げを目途として各般の措置が講ぜられようとするとき、電気料金の値上げを行うことは、産業界ならびに国民生活全般に悪影響を与えるから、電気料金値上げを抑制するため、現在の諸電源開発計画を再検討し総合的経済自立政策の一環としてわが国経済の諸情勢に即応する電力需給計画を策定の上、これに立脚する開発計画を樹立し、諸税、金利等企業の外部的諸条件の改善を図るとともに、渾水準備金制度に検討を加え、豊水割引

昭和二十九年三月十九日印刷

制(水力調整制度)を設け、異常渇水時にはむしろ特別料金を徴収する如き措置を考慮すること等の諸対策を実施されたいとの陳情。

第四二二二号 昭和二十九年二月二十一日受理

かんがい排水用電気料金に関する陳情
陳情者 愛知県土地改良協会内 中垣国男 外四名

今回電気会社から、通産省に対し電気料金改訂案が提出されたが、かんがい排水用電気料金の値上率の高いことは農業経済をますます圧迫するもので関係農民は納得できないから、現在の料金以内にとどめるとともに農事用料金に対する別建とする制度はそのまま残すこと、及びかんがい排水用料金単価は使用期間および時期の特殊性を考慮し現在の料金の範囲にとどめる等について特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

第四二九号 昭和二十九年二月二十一日受理

中小企業の育成強化に関する陳情
陳情者 三重県宇治山田市岩淵町 協同組合宇治山田専門店 会理事長 河村武助

この陳情の趣旨は、第四〇六号と同じである。

第四三二二号 昭和二十九年二月二十一日受理

電気料金改訂に関する陳情
陳情者 名古屋市中区大池町名古屋商工会議所内東海経済懇話会内 神野金之助

電気料金の値上げは需要者に大きな影響を及ぼすから値上げによる増収見込

昭和二十九年三月二十日発行

分だけの電気料率を引き下げて課税金額をすべし置かれるとともに電源開発資金を重点的に配分し、かつ当分の間電力会社の法人税、事業税および固定資産税をさらに軽減し、政府資金を供給源とする借入金金利を、世界銀行の金利まで引き下げることを対策をとられたいとの陳情。

第四三三三号 昭和二十九年二月二十一日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(二通)
陳情者 東京都墨田区議會議長 加藤勝衛 外一名

電気料金の再々にわたる値上げが行われると、電燈料の増加で直接家計に影響を与えるばかりでなく、動力費の値上りで各種製品の生産費を高め、必然的に消費器材の高騰をきたし、国民の日常生活はいよいよ困難となり、産業はい縮し、社会不安、思想悪化の問題を招来せしめ、政府の提唱するインフレの停止、物価引下げ、輸出振興等の方針に根本的に逆行することになるから、電気料金引き上げには反対であるとの陳情。

第四四三三号 昭和二十九年二月二十一日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 富山県議會議長 渡米吉

この陳情の趣旨は、第四二〇号と同じである。